

(案)

仕 様 書

1 業務名

堺市産後ケア事業運営業務【宿泊型・デイサービス型】

2 履行場所

事業者名

住所

3 履行期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 業務実施施設

堺市産後ケア事業の実施に関する要綱第 2 条、並びに次に掲げる要件を満たすこと。ただし、施設設備は本事業専用の設備であること、並びに人員は本事業専任であることを要しない。

- (1) 産後ケア事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、本事業を委託することを市長が認めた施設であること。
- (2) 各サービスを提供するための居室が確保されていること。
- (3) 入浴またはシャワー設備及び沐浴設備を有すること。
- (4) 24 時間体制で 1 名以上の助産師、保健師又は看護師を必ず配置すること。
- (5) 食事が提供できること。

5. 委託業務内容

- (1) 次の表に掲げる 1～7 のサービスを実施することを基本とする。滞在期間中は母子同室により本事業のサービスを受けることを基本とするが、母の状況等により、母子分離が適切と思われる場合はこの限りではない。

区分	サービス内容	
宿泊型	生後 4 か月未満の乳児とその母に対し、午前 10 時から翌日午前 10 時までの 24 時間の利用を 1 日とし、3 食の食事提供及び右欄のサービスのうち発注者より依頼のあったサービスを提供する	1 産後の母の心身のケア及び保健指導 2 乳房管理及び授乳の指導 3 乳児の発育及び発達並びに健康状態の確認
デイサービス型	生後 6 か月未満の乳児とその母に対し、午前 10 時から 19 時までの 9 時間の利用を 1 日とし、2 食の食事提供及び必要に応じて右欄のサービスのうち発注者より依頼のあったサービスを提供する	4 沐浴及び育児の指導 5 在宅での子育てに関する相談及び指導 6 家族計画に関する指導 7 その他必要とする育児及び保健指導

(2) サービス実施の手順

- ① 本市各区子育て支援課からの連絡を受け、利用希望者の受入れについて調整すること。
利用決定を得ている回数内の利用変更や予約の調整を必要に応じて行い、利用者がその結果を利用者が居住する区の子育て支援課へ報告すること。
- ② 利用者の「堺市産後ケア事業受入依頼書（様式第4号）」、連絡票を受け取り、サービス提供の準備をする。
- ③ 必要に応じて、本市各区の子育て支援課や保健センターと連絡調整を行う。
- ④ 利用当日に利用者から「堺市産後ケア事業利用承認決定通知書（様式第2号）」の提示を求め、利用決定日数内の利用であることを確認し、【事業者記載欄】に利用日と施設名を記入すること。
- ⑤ 一般世帯区分の利用者については、利用者の希望する5日分の減額対応を行い、「堺市産後ケア事業利用承認決定通知書（様式第2号）」裏面【事業者記載欄】に利用日、あてはまる類型に○付け、施設名を記入する。また、本市が決定した利用者負担額を徴収し、領収書を発行すること。
- ⑥ 「堺市産後ケア事業実施報告書（様式第6号）」、「堺市産後ケア事業報告書」を作成し、「利用者アンケート（事後）」とともに、翌月15日までに発注者へ提出する。ただし、利用者の状況により、緊急対応を要する場合は、直ちに各区の子育て支援課や保健センターまで連絡すること。
- ⑦ その他利用者の問い合わせに対応すること。
- ⑧ 利用希望者の求めに応じて、利用前の施設見学へ対応すること。

6. 業務実施に関する事項

- (1) 業務の実施は、要綱の規定に基づいて行うものとし、関係法令を遵守するものとする。
- (2) 受注者は各区子育て支援課、保健センター等の児童福祉・母子保健関係機関と連携・協力して業務を実施し、必要時は研修会や交流会に参加すること。
- (3) 受注者は、関係書類及び次に掲げる諸帳簿等を実施施設に備え付け、必要に応じて発注者に報告するものとする。個人情報に記載した書類や記録は、鍵のかかる保管庫に保管するなど適切な情報管理に努めるとともに、事業終了から5年間保存しなければならない。その後は、個人情報として適切に処分を行うこと。
 - ① 会計、人事労務関係書類
 - ② 利用者関係書類
 - ③ その他必要書類
- (4) 受注者に変更等があった場合は、発注者へ速やかに報告すること。
- (5) 受注者は、利用者の身体、精神状態等が悪化した場合などの緊急時の対応を行うこと。
- (6) 緊急時に母子を受け入れてもらう協力医療機関を選定し、緊急時の対応について、あらかじめ発注者に文書で報告しておくこと。
- (7) 受注者は、業務実施にあたって次に掲げる安全管理を行うこと。
 - ① 業務担当者の健康管理に努めること。
 - ② 実施施設の安全管理に十分配慮し、火災、事故、損傷等を防止して利用者及び業務担当者の安全確保に努めること。
 - ③ 実施施設の食品衛生、環境衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること。

- ④ 非常災害、事故等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定め、避難・救出その他必要な訓練を実施すること。
 - ⑤ 業務により生じた事故及び損害については、受注者がその負担と責任において処理にあたるものとする。業務により生じた事故等について、速やかに発注者へ報告しなければならない。
 - ⑥ 悪天候や災害等により、利用者の安全な帰宅の確保が困難になると見込まれる場合には、速やかに発注者と協議の上、退所を促すこと。なお、急を要する場合には受注者の判断により対応し、その後発注者へ報告すること。
- (8) 受注者は責任をもってサービスを行い、利用者からサービスに関する苦情等があったときは、誠意をもって迅速かつ適切に対応し、合わせて発注者へ報告すること。
- (9) 受注者は、仕様書に定めるサービス以外を行う場合は、サービス内容及び時間を妨げない範囲で実施すること。
- (10) 受注者は、発注者から受注業務に係る調査又は報告を求められた場合はこれに応じなければならない。
- (11) 受注者は、利用決定後に利用者が、定められた日時以降に利用日の変更または利用を中止した場合は、利用者から自己負担額をキャンセル料として徴収することができる。

7. 委託料の内容

1日の委託料は、宿泊型・デイサービス型の各母子1組あたりの利用料とする。委託料には、滞在期間にかかる費用（食費、母子の寝具、入所室使用料、光熱水費、哺乳瓶の消毒、新生児用の衣類の洗濯に要する費用や乳児の衛生品、おむつ、粉ミルク等）を含む。利用者の希望があり、受注者が用意した物品等を使用しない場合は、必要に応じて利用者による持ち込みも可とする。（消費税法施行令第14条の3第7号に基づき、消費税及び地方消費税を非課税とする）

8. 利用者負担額の徴収

- (1) 受注者は、次の費用について利用者から徴収すること

堺市産後ケア事業の実施に関する要綱第10条に定める利用者負担額

型	階層区分	利用者負担額
宿泊型	一般世帯	(一般利用者) 5, 200円
		(減額利用者) 3, 500円
		(多胎児加算額) 400円
	市民税非課税世帯及び生活保護等世帯	1, 300円
		(多胎児加算額) 200円
デイサービス型	一般世帯	(一般利用者) 2, 600円
		(減額利用者) 2, 300円
		(多胎児加算額) 200円
	市民税非課税世帯及び生活保護等世帯	700円
		(多胎児加算額) 100円

(消費税法施行令第14条の3第7号に基づき、消費税及び地方消費税を非課税とする)

(2) キャンセル料

利用者から日程変更または中止の連絡が前日の 12 時までになかった場合、利用者から 6 (11) に定めるキャンセル料を徴収できる。なお、サービスの実施がなされなかった日の委託料は発生しない。キャンセル料の徴収は事業者の責任において行うものとする。

9. その他

- (1) 受注者の都合により受入困難な期間が発生する場合は、事前に発注者に連絡する。
- (2) 当事業の対象者には要件があり、その要件の確認及び決定は、各区子育て支援課が行うため、利用できることを前提で受託事業者から利用希望者に情報提供しないこと。
- (3) 自院で出産された方以外も受け入れること。
- (4) 本事業を利用するうえで、利用者が遵守すべき必要な事項については、利用申請時に発注者が利用のしおりにより周知する。
- (5) 発注者は、本事業の適正な実施を図り、良質なサービスが提供されるよう受注者の業務内容を調査し、改善について必要な措置を講ずるものとする。
- (6) 受注者は、本事業の運営に関しては評価を行い、必要に応じて研修等を受講し、質の向上を図るものとする。
- (7) この仕様書に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、発注者と受注者が協議し決定するものとする。

10. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

11. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

12. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合、契約の内容から、暴力団を利用することとならないと求められる者である場合、もしくは事業又は事業の目的、趣旨等から、本市の裁量で契約相手方から排除することが出来ない者である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。ただし、再委託先等が、受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合、契約の内容から、暴力団を利用することとならないと求められる者である場合、もしくは事業又は事業の目的、趣旨等から、本市の裁量で契約相手方から排除することが出来ない者である場合はこの限りでない。

- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。
ただし、前2号のただし書きに該当する場合はこの限りでない。

13. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が (1) に定める報告及び届け出又は (2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。